

別添1（法第33条第1項第2号基準関係）

久喜市開発行為の審査に係る技術的基準

第1 趣旨

この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条に規定する開発許可の基準に関し、その運用に必要な技術的細目を定め、適正な審査を行うことを目的とする。

第2 略称

この基準において使用する法令の略称は、次のとおりとする。

名 称	略 称
都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）	法
都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第158号）	令
都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号）	規 則

第3 道路（法第33条第1項第2号、令第25条第1号～第5号、第29条、規則第20条、第20条の2、第24条）

道路に関する技術的細目は、この基準に定めるもののほか、久喜市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月26日条例第21号）及び久喜市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第22号）の規定に準ずるものとする。

1. 敷地に接することとなる道路の最小幅員（令第25条第2号本文）

(1) 敷地に接することとなる道路の最小幅員

敷地に接することとなる道路の最小幅員は、以下の表のとおりである。

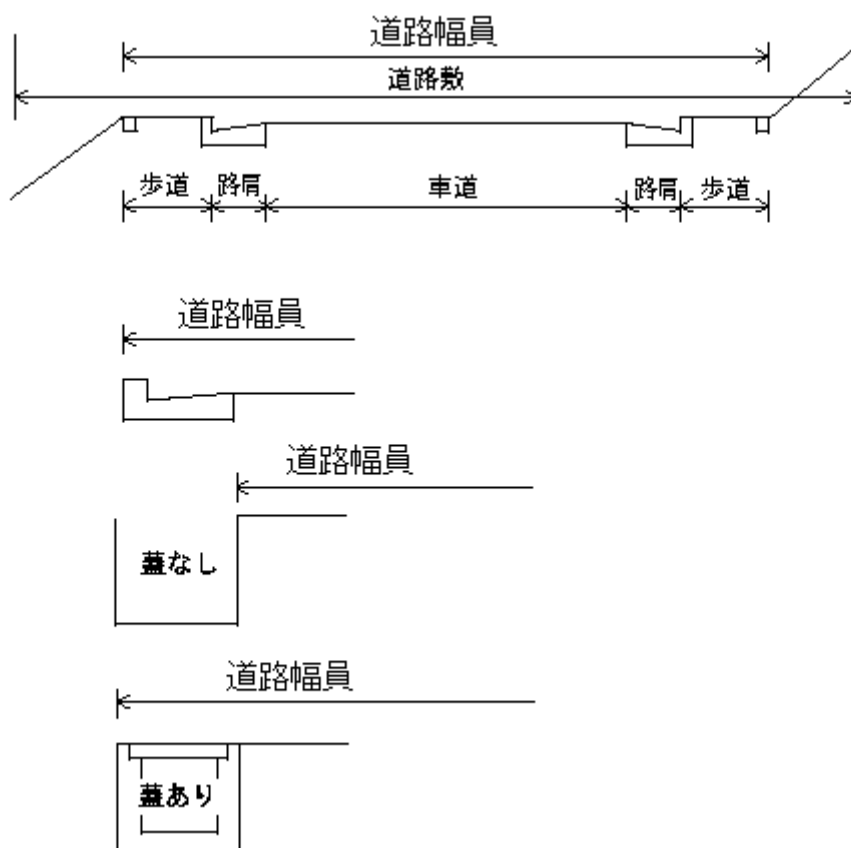
なお、最小幅員を有する道路とは、その幅員を必要とされている区間において、原則として、最小幅員が確保されている道路をいう。

用途		予定建築物等の敷地の面積	
		1000㎡未満	1000㎡以上
住宅	自己用住宅	適用なし※	適用なし※
	それ以外の住宅	6 m	6 m
住宅以外の建築物		6 m	9 m
第1種特定工作物		6 m	9 m

※自己の居住の用に供する住宅を建築するための開発行為は、法第33条第1項第2号により、本号は適用はしない。

道路幅員は、道路としての形状がある区域の幅員をいい、以下の図の方法により、測定する。

図



(2) 小区間で通行上支障がない場合

「小区間」とは、「小幅員区画道路の計画基準（案）について（抄）」（昭和61年4月11日付 建設経済局長通達）で想定しているものを標準とする。

「通行上支障がない場合」とは、利用者がその道路に面する敷地に居住する者などに限られる道路配置となっており、通過交通の生じる可能性が少ない場合であることをいう。

なお、次の要件のすべてに該当する開発行為についても、小区間で通行上支障がない場合として取り扱う。（国の開発許可制度運用指針 III-5-1（2）より）

- ① 予定建築物が建築基準法に基づく総合設計制度又は法に基づく特定街区制度の適用を受けて行われるもので、当該建築に際して総合設計の許可又は特定街区の都

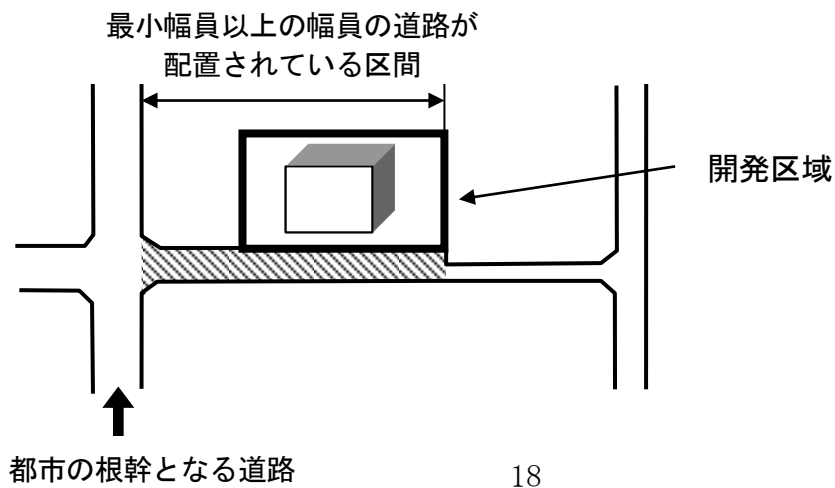
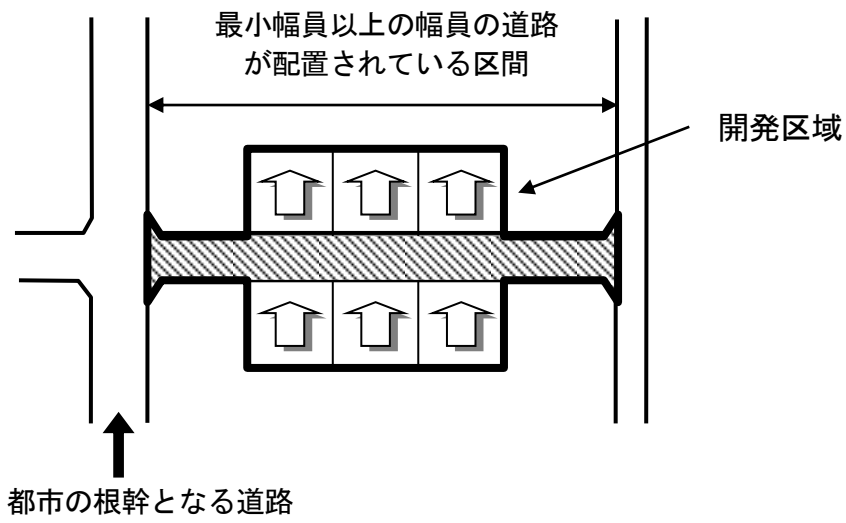
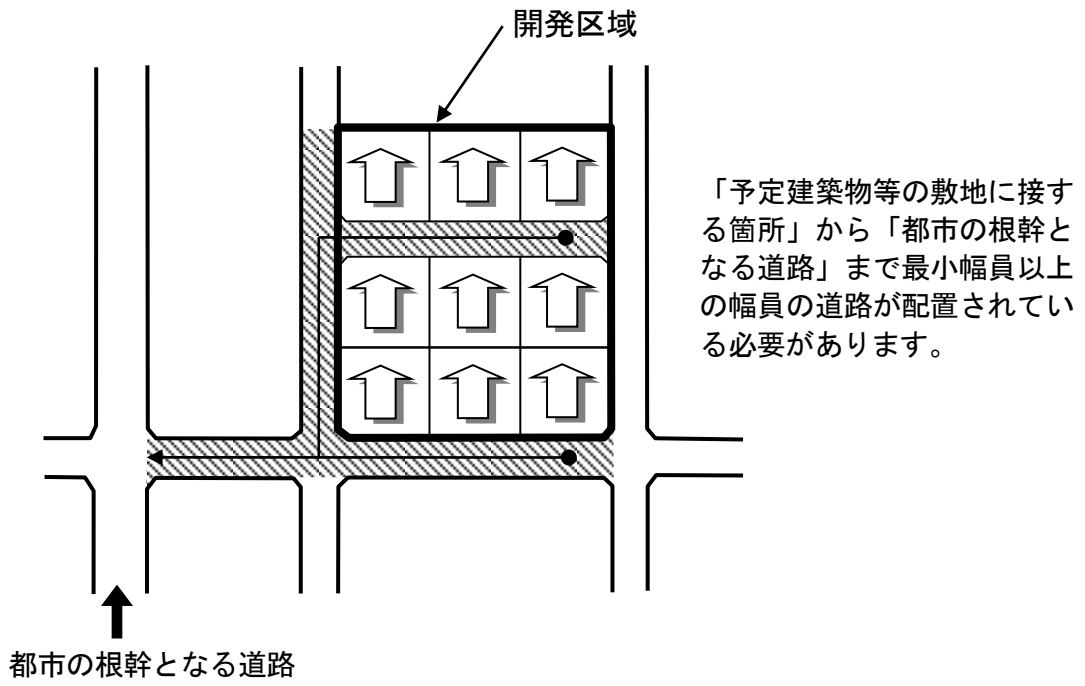
市計画決定に基づき、歩道状の公開空地等が主要な前面道路に沿い、当該前面道路に接する敷地全長にわたって適切に確保されていること。

- ② 幹線道路への接続距離が短いこと。
- ③ 開発区域の2面以上が幅員6 m以上の道路に接していること。

(3) 道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置

「道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されている」とは、本号で定める最小幅員以上の幅員を有すると認められる道路が、敷地に接する箇所から都市の根幹となる道路（国県道、幹線となる市道など）に接続するまで配置されていることをいう。

概念図



## 2. 敷地に接することとなる道路の最低幅員（令第25条第2号ただし書）

### (1) 敷地に接することとなる道路の最低幅員のただし書が適用できる場合

本号のただし書が適用できるのは、「開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合」であって、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているとき」の二つの要件を備えている場合である。

また、省令で定めるものとは、省令第20条の2で規定されており、「開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること」と「道路の幅員が4m以上であること」を要件とする。

### (2) 開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合

この要件は、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の地形・利用の態様などの事項を総合的に判断して、本号本文の基準によることが著しく困難と客観的にいえる場合をいう。

#### ① 開発区域の規模

開発区域の規模が小さい場合などで、開発区域内に居住し、又は事業を営むこととなる者の環境保全・防災・通行の安全・効率的な事業活動に与える影響と比較し、本号本文の幅員の道路を配置することに伴う負担が著しく過大と認められる場合など

#### ② 開発区域の形状

開発区域が扁平である場合などで、開発区域内において本号本文の幅員の道路を配置することが著しく困難である場合や、開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小である場合で、開発区域内に居住し、又は事業を営むこととなる者の環境保全・防災・通行の安全・効率的な事業活動に与える影響と比較し、本号本文の幅員の道路を配置することに伴う負担が著しく過大と認められる場合など

#### ③ 開発区域周辺の土地の地形

開発区域周辺にがけや河川などが存在しているため、本号本文の幅員の道路を配置することが著しく困難である場合など

#### ④ 開発区域周辺の土地利用の態様

既存道路沿いに建築物が連たんしているため、本号本文の幅員の道路を配置することが著しく困難である場合など

ここでいう連たんとは、建築物の数のみで判断されるべきものではなく、開発区域内に居住し、又は事業を営むこととなる者の環境保全・防災・通行の安全・効率的な事業活動に与える影響と比較し、本号本文の幅員の道路を配置することに伴う負担が著しく過大と認められることなどを総合的に勘案する。

(3) 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造

この要件は、法第33条第1項第2号の「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」と同様のことを求めており、個別の開発がこれらの観点から支障がないことを判断する。

これらの事項は、開発行為ごとに道路に与える負荷が異なるため、開発許可権者が各開発行為ごとに支障がないことを判断することを原則とする。

① 環境の保全上支障がない規模・構造

環境の保全上支障がないとは、開発区域内に居住・事業することとなる者のために、良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光などの点で支障がないことをいう。

② 災害の防止上支障がない規模・構造

災害の防止上支障がないとは、開発区域内に居住・事業することとなる者の避難活動上支障がないこと、消防活動上支障がないことをいう（消防車・救急車などが進入可能であること、消防水利が適切に確保されていることなど）。

③ 通行の安全上支障がない規模・構造

通行の安全上支障がないとは、開発区域内に居住・事業することとなる者の通行について、車両通行の安全、歩行者通行の安全の二点について、支障がないことをいう。

車両通行の安全とは、通過交通が少なく、かつ、一日あたりの車両の交通量も少ないことをいう（車両の交通量については、道路構造令で規定される計画交通量などを参考にする）。

歩行者通行の安全とは、歩行者の数が多くないこと（商店が連たんして多数の買い物客が往来する道路や多数の者の通勤、通学の用に供されている駅周辺の道路等は該当しない）、あるいは予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないことをいう（大規模集合住宅、大規模商業施設、大規模流通業務施設等は該当しない）。

④ 事業活動の効率上支障がない規模・構造

事業活動の効率上支障がないとは、開発区域内で事業を行うこととなる者の事業活動に支障が生じないことをいう。

なお、予定建築物等の用途、開発区域の面積の相関関係などを加味し、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない規模・構造の道路幅員の目安として以下のとおり取り扱う。

ア 法第34条第11号の規定に基づく開発行為

予定建築物の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅	0.6ヘクタール未満	5.0m以上
	0.6ヘクタール以上	5.5m以上
	1.0ヘクタール未満	

イ 法第34条11号の規定に基づく開発行為以外の開発行為

予定建築物の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅の場合	0.3ヘクタール未満	4.0m以上
	0.3ヘクタール以上	4.5m以上
	0.6ヘクタール未満	
	0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	5.5m以上
住宅以外の場合	0.1ヘクタール未満	4.0m以上
	0.1ヘクタール以上	6.0m以上
	5.0ヘクタール未満	
	5.0ヘクタール以上 20.0ヘクタール未満	6.5m以上
特定工作物の場合	すべての場合	6.0m以上

【上記ア、イの基準について】

(平成28年1月20日市長決裁)

(施行期日)

- 1 平成29年1月1日

(経過措置)

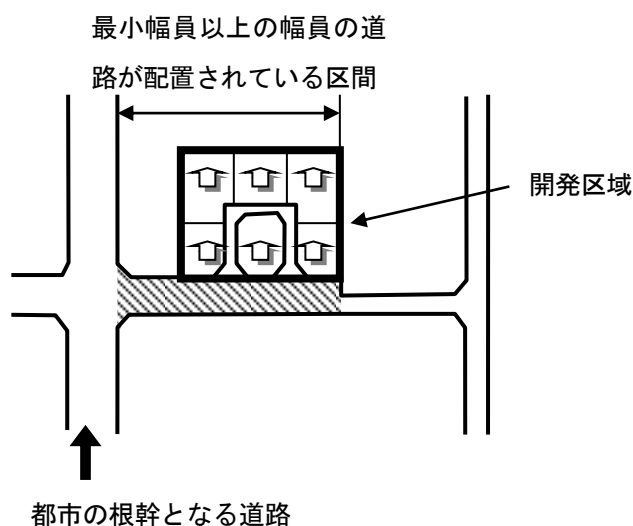
- 2 この審査基準は、この審査基準の施行の日以後に提出される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

### 3. 開発区域内の主要な道路が接続する道路（令第25条第4号）

#### (1) 開発区域内の主要な道路が接続する道路

開発区域内の主要な道路は、開発区域と接する箇所の終端部から都市の根幹となる道路に接続するまでの区間、原則として基準で定められた最小幅員以上の幅員を有すると認められる開発区域外の道路に接続していること。

概念図



#### (2) 幅員

開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路が、原則として確保しなければならない最小幅員は、次の表のとおりとする。

また、開発区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認められる場合は、車両の通行に支障がない道路に接続していること。

用途	幅員
原則（住宅以外）	9 m
住宅	6.5 m
やむを得ない場合	車両の通行に支障がない道路

※ 自己の居住の用に供する住宅を建築するための開発行為は、法第33条第1項第2号により、本号は適用しない。

#### (3) 開発区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認められる場合

「開発区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認められる場合」とは、開発しようとする土地の周辺に上記の用途に応じ9 m以上や6.5 m以上の道路が現に存在していない場合で、やむを得ない理由がある場合をいう。

なお、やむを得ない理由は、同趣旨で設けられている政令第25条第2号ただし書



「開発区域の規模及び形状、開発区域周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合」で示した要件をもとに判断する。

(4) 車両の通行に支障がない道路

「車両の通行に支障がない道路」とは、車両通行の安全と歩行者通行の安全の両方を加味した上で、開発行為によって発生することが予想される車両がすれ違うのに支障がない幅員を有する道路のことをいう。

なお、予定建築物等の用途、開発区域の面積の相関関係などを加味し、一応の目安を以下のとおりとして取り扱う。

ア 法第34条第11号の規定に基づく開発行為

予定建築物の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅	0.6ヘクタール未満	5.0m以上
	0.6ヘクタール以上	5.5m以上
	1.0ヘクタール未満	

イ 法第34条11号の規定に基づく開発行為以外の開発行為

予定建築物の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅の場合	0.3ヘクタール未満	4.0m以上
	0.3ヘクタール以上	4.5m以上
	0.6ヘクタール未満	
	0.6ヘクタール以上	5.5m以上
1.0ヘクタール未満		
住宅以外の場合	0.1ヘクタール未満	4.0m以上
	0.1ヘクタール以上	6.0m以上
	5.0ヘクタール未満	
	5.0ヘクタール以上	6.5m以上
20.0ヘクタール未満		
特定工作物の場合	すべての場合	6.0m以上

【上記ア、イの基準について】

(平成28年1月20日市長決裁)

(施行期日)

- 1 平成29年1月1日

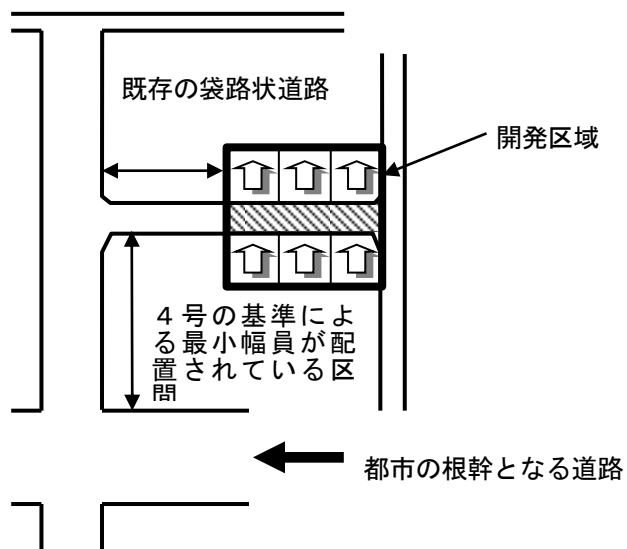
(経過措置)

- 2 この審査基準は、この審査基準の施行の日以後に提出される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

(5) 袋路状道路への連結

開発区域内の主要な道路が、既存の袋路状道路に連結（袋路状道路を延長するような道路配置計画）し、一つの道路として機能するような道路配置計画の場合は、その袋路状道路部分も開発区域内の道路（いわゆる取付道路）とみなす。

よって、このような場合は、その袋路状道路が接続する道路を、開発区域内の主要な道路が接続する道路として取り扱う。



#### 4. 袋路状道路（規則第24条第5号ただし書）

##### 〈審査基準〉

##### 1 袋路状でない場合

区域内道路の一方は、政令第25条第1項第2号又は第4号に規定する道路に接続し、もう一方は、道路構造令第4条第2項に規定する小型自動車通常通行できる幅員を有する道路に接続していること。

##### 2 避難上及び車両の通行上支障がない場合

(1) 避難上支障がない場合とは、以下のア及びイに該当する場合とする。

ア 道路配置計画が以下の事項のいずれかに該当すること

(ア) 袋路状道路の終端が、避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続し、かつ、その公共施設が他の道路に接続しているもの。

(イ) 袋路状道路の終端が、将来計画されている公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続することが予定され、その公共施設が整備事業に着手され、かつ、他の道路に接続する予定のもの。

(ウ) 開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等により(ア)及び(イ)とすることが困難な場合であって、開発区域の面積が1,000㎡未満のもの。

イ 袋路状道路の終端に接続する避難用通路を新たに計画する場合は、道路構造令で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅員、構造で設計されていること。

(2) 通行上支障がない場合

通行上支障がない場合とは、以下のすべてに適合するように設計されている場合をいう。

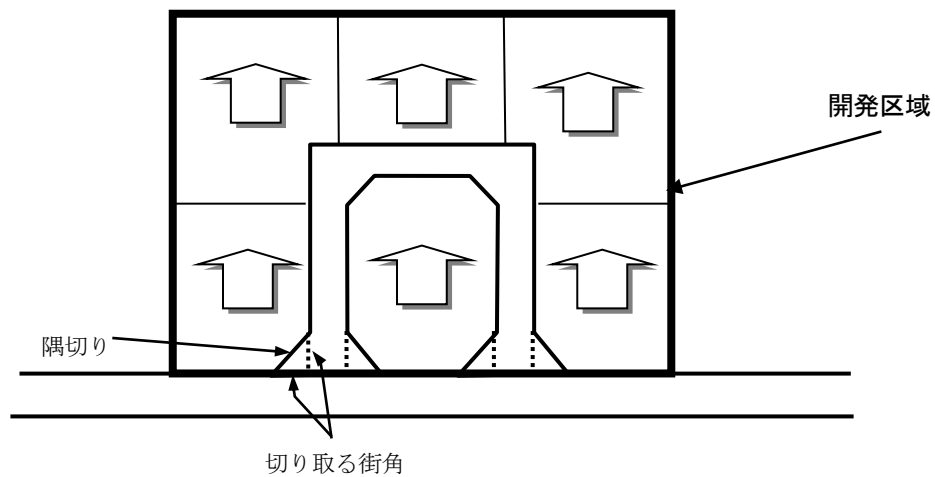
ア 袋路状道路の延長は、袋路状ではない道路と接続する箇所と当該袋路状道路の終端部との間が、おおむね60m以内であること。

イ 道路幅員が6m未満であり道路延長が35mを超える場合は、道路の終端部及び35m以内ごとに、「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準の一部改正について」（平成14年4月1日付、建指第2号）における「令第144条の4第1項第1号ハによる自動車転回広場の基準」に準じた自動車の転回広場が設けられていること。

## 5. 街角の切り取り（隅切り）（規則第24条第6号）

### (1)隅切り

一定の視距を確保することと円滑な自動車交通を確保するため、歩道のない道路が同一平面で交差し、又は接続する箇所、若しくは歩道のない道路の曲がり角は、適当な長さで街角を切り取ること。



〈審査基準〉

1 適当な長さの隅切り

隅切りの長さは、次のいずれかであること。

(1) 隅切りの長さが、下表の値以上の場合

道路 幅員	40m以上	30m以上	20m以上	15m以上	12m以上	10m以上	8m以上	6m以上	4m以上
	40m未満	30m未満	20m未満	15m未満	12m未満	10m未満	8m未満	6m未満	6m未満
40m以上	12	10	10	8	6				
	15	12	12	10	8				
	8	8	8	6	5				
30m以上 40m未満	10	10	10	8	6	5			
	12	12	12	10	8	6			
	8	8	8	6	5	4			
20m以上 30m未満	10	10	10	8	6	5	5	5	
	12	12	12	10	8	6	6	6	
	8	8	8	6	5	4	4	4	
15m以上 20m未満	8	8	8	8	6	5	5	5	
	10	10	10	10	8	6	6	6	
	6	6	6	6	5	4	4	4	
12m以上 15m未満	6	6	6	6	6	5	5	5	
	8	8	8	8	8	6	6	6	
	5	5	5	5	5	4	4	4	
10m以上 12m未満		5	5	5	5	5	5	5	3
		6	6	6	6	6	6	6	4
		4	4	4	4	4	4	4	2
8m以上 10m未満			5	5	5	5	5	5	3
			6	6	6	6	6	6	4
			4	4	4	4	4	4	2
6m以上 8m未満			5	5	5	5	5	5	3
			6	6	6	6	6	6	4
			4	4	4	4	4	4	2
4m以上 6m未満						3	3	3	3
						4	4	4	4
						2	2	2	2

交差角 上段 90° 前後 単位 メートル  
 中段 60° 以下  
 下段 120° 以上

(2) 道路構造令等に基づき設計されている場合

## 別添2（法第33条第1項第3号基準関係）

### 第4 排水計画（法第33条第1項第3号、令第26条、第29条、規則第22条、第26条）

排水計画は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途及び降水量を勘案し想定される雨水及び汚水を有効に排出できる能力を有する構造とする。

また開発区域外の排水施設等に接続する場合は、その排水能力、利水の状況等を勘案して、雨水及び汚水を有効に排出できるものであること。

#### 1. 雨水排水計画

雨水排水計画は、市建設部建設管理課及び上下水道部下水道業務課と協議すること。

- (1) 抑制雨水量の算出に当たっては、開発区域内の雨水量及び開発区域外から流入する雨水量を考慮したものであること。

抑制雨水量の算出に当たっては、久喜市開発指導要綱細則別表第3の雨水流出抑制施設的设计基準によるものとする。

なお、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為についても同様とする。

- (2) 開発規模が1ヘクタール以上の場合は、調整池等の計画について、埼玉県と協議すること。
- (3) 開発規模が1ヘクタール未満であっても雨水流出抑制が図られるよう、地下浸透施設等の設置をすること。
- (4) 雨水排水流出抑制施設には、汚水排水を流入させないこと。
- (5) 雨水排水計画の計画最大雨水量の算出は合理式を用いて算定すること（降雨強度値は5年に1回の確立）

#### 2. 汚水排水計画

汚水排水計画は、市上下水道部下水道業務課と協議すること。

- (1) 汚水量の算定基礎となる原単位は、488ℓ/人・日（日最大）とする。
- (2) 汚水の排除方式は、分流式であること。
- (3) 排水施設の容量は、時間最大汚水量で算定されているものであること。
- (4) 管渠の流下量は、マンシング公式で算定されているものであること。

#### 3. 排水施設の構造等

- (1) 主要な管渠の最小径は、汚水管にあつては、200ミリメートル、雨水管（開発区域内の雨水排水流出抑制施設の管渠は除く。）にあつては、250ミリメートルとすること。
- (2) 暗渠の始まる場所、管径が変化する場所又は複数の管渠が接合する場所は、人孔を設け、管接合は原則として、管頂接合又は水面接合とすること。
- (3) 管渠内の流速は、汚水管にあつては、毎秒0.6メートル～3.0メートル、雨水管にあつては、毎秒0.8メートル～3.0メートルであること、計画下水量に対しての余裕は汚水管では100%程度、雨水管では20%程度を見込むこと。
- (4) 雨水の吐口は、放流先の河川（水路）の護岸施設及び河床を損なわない構造であること。
- (5) 宅地内の汚水ますは、雨水が流入しないように設置すること。

- (6) 雨水ますは深さ 15 センチメートル以上の泥溜め、汚水ますは相当幅のインバートを管芯の高さまで設けること。
- (7) 人孔で内径 600 ミリメートル以上の鉄蓋を設置する場合で深さが 2 メートルを超える場合は、転落防止梯子を設置すること。

【上記 1. 雨水排水計画の (1) の基準について】(平成 28 年 1 月 20 日市長決裁)  
(施行期日)

1 平成 29 年 1 月 1 日  
(経過措置)

2 この審査基準は、この審査基準の施行の日以後に提出される都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請(以下「申請」という。)について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による

別添3（法第33条第1項第7号基準関係）

第5 切土・盛土等（法第33条第1項第7号、令第28条、規則第23条、第27条）

〈審査基準〉

都市計画法施行規則第27条審査基準

1 擁壁の構造

擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

2 擁壁の構造計算及び構造

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算は、宅地造成等規制法施行令第7条の規定を準用する。

また、間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令第8条の規定を準用する。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

**宅地造成等規制法施行令第7条** 前条の規定による設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。



- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

**宅地造成等規制法施行令第8条** 第6条の規定による設置する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、がけの土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表左欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4左欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第2（第7条関係、第19条関係）

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条関係、第19条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	70度を超え 75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え 70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	60センチメートル以上

第 2 種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え 75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	70センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル以上
		65度を超え 70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上
		第 3 種	その他の土質	70度を超え 75度以下
2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上			
3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上			
65度を超え 70度以下	2メートル以下			75センチメートル以上
	2メートルを超え 3メートル以下			85センチメートル以上
	3メートルを超え 4メートル以下			105センチメートル以上
	4メートルを超え 5メートル以下			120センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			70センチメートル以上
	2メートルを超え 3メートル以下			80センチメートル以上
	3メートルを超え 4メートル以下			95センチメートル以上
	4メートルを超え 5メートル以下			120センチメートル以上